

現行 伊賀市自治基本条例	見直し後の伊賀市自治基本条例(素案)
<p>第2節 住民自治協議会</p> <p>(住民自治協議会の定義・要件)</p> <p>第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、次に掲げる要件を満たすものを指す。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。</p> <p>(1) 区域を定めていること。</p> <p>(2) 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。</p> <p>(3) 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。</p> <p>(4) 目的、名称、区域、事務所の所在地、会員の資格、代表者及び会議などを明記した規約を定めていること。</p> <p>(5) 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。</p> <p>(住民自治協議会の設置)</p> <p>第25条 前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は、市長に設置の届出をする。</p> <p>2 市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該協議会を市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地域の同意・決定機関とする。</p> <p>3 市長は、住民自治協議会が設置された後、前条に規定する要件を満たしていないと認めた場合は、改善を求めなければならない。</p> <p>(住民自治協議会の権能)</p> <p>第26条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>(1) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項</p> <p>(2) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 住民自治協議会は、当該地域において行われる住民に身近な市の事務の執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。</p> <p>3 市長は、当該地域において行われる住民生活と関りの深い市の事務で、当該地域に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める。</p> <p>4 市長は、当該地域において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。</p> <p>5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。</p>	<p>第2節 住民自治協議会</p> <p>(住民自治協議会)</p> <p>第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織をいう。</p> <p>2 住民自治協議会は、地域住民に開かれた組織とし、継続的かつ計画的に住民自治活動に取り組むものとする。</p> <p>3 住民自治協議会に関する事項は別に定める。</p> <p>(住民自治協議会の要件)については、 協議会条例 第3条(協議会の要件)に規定する。</p> <p>(住民自治協議会の設置)については、 協議会条例 第4条(協議会の設置)に規定する。</p> <p>(住民自治協議会と市の協働)</p> <p>第26条 住民自治協議会と市は、協働してまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 住民自治協議会と市は、前項の規定によるまちづくりを進める際、互いにそれぞれの持つ情報を共有することとする。</p> <p>3 住民自治協議会と市は、必要に応じ、まちづくりに関する意見を互いに求めることができる。</p> <p>(住民自治協議会の権能)については、 (住民自治協議会と市の協働)として双方の情報共有や意見交換についての規定に変更し、 残りの項目は 協議会条例 第8条(市への提案等)に規定する。</p>

(住民自治協議会の役割と責務)

- 第26条 住民自治協議会は、まちづくりに関する情報を会員相互に共有するとともに会員がまちづくりに参加しやすい環境を整備するように努めなければならない。
- 2 住民自治協議会が、前条第1項から第4項までの規定に基づく権能を行使する場合は、会員への情報提供及び情報収集を行いその協議過程を公表し、決定した内容を地域内で情報共有したうえで行使しなければならない。
  - 3 住民自治協議会は、第28条に規定する地域まちづくり計画を策定又は変更する場合は、会員が意見を述べる機会を設けなければならない。
  - 4 住民自治協議会は協議及び事業に関して、会員に対して説明責任を果たさなければならない。

(住民自治協議会への支援)

- 第27条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、次に掲げる支援を行う。
- (1) 住民自治の活動拠点の提供
  - (2) 住民自治活動に対する財政支援
  - (3) その他住民自治の推進に関すること。
- 2 前項に定める支援の単位は、別に定める機関により審議決定する。

(地域まちづくり計画)

- 第28条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。
- 2 前項に規定の計画を策定又は変更した場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。
  - 3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第1項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。
  - 4 市は、第1項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。

(住民自治協議会の役割と責務)については、協議会条例 第5条(協議会の役割)に協議会とその構成員との関係について規定するとともに、協議会条例 第8条(市への提案等)に「市に提案等を行う」場合は、「当該組織の決定を経る」ことを規定

(住民自治協議会への支援等)

- 第27条 市は、住民自治協議会の活動に対し、必要な支援及び情報提供を行うものとする。

(住民自治協議会への支援)については、協議会条例 第9条(協議会への支援)に規定する。

(地域まちづくり計画)については、協議会条例 第6条(地域まちづくり計画)に規定する。